

# 第1章 事業計画の概要

(空白)

# 第1章 事業計画の概要

## 1.1 事業者の名称及び所在地

### 1.1.1 事業者の名称及び代表者の氏名

富士・東部広域環境事務組合

管理者 堀内 茂

### 1.1.2 主たる事業所の所在地

山梨県富士吉田市小明見 3 丁目 11-32

富士吉田市環境美化センター2階

## 1.2 事業の名称等

### 1.2.1 対象事業の名称

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業

### 1.2.2 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置（エネルギー回収型廃棄物処理施設（以下「ごみ焼却施設」という。））

（山梨県環境影響評価条例第二条 別表第六号）

### 1.2.3 対象事業の規模

1 時間当たりの処理能力の合計 約 9 トン（210t/日）

（注：この他に、併設するマテリアルリサイクル推進施設において 36.1t/日（粗大ごみ処理施設：14t/日、資源化施設：22.1t/日）のごみ処理を行う。）

## 1.3 対象事業が実施されるべき区域

### 1.3.1 対象事業実施区域

対象事業実施区域は、南都留郡西桂町小沼米倉地区及び富士吉田市上暮地五名米倉地区に位置する。

位置：山梨県南都留郡西桂町小沼米倉 3434-1、富士吉田市上暮地五名米倉 5-2 ほか

対象事業実施区域の位置を図 1.3-1 に、対象事業実施区域の概況を図 1.3-2 に、詳細を図 1.3-3 に、航空写真を図 1.3-4 に示す。

対象事業実施区域は、南西から北東に流れる一級河川桂川の左岸側に位置しており、大部分が西桂町内、一部は富士吉田市内である。



図 1.3-1 対象事業実施区域の位置

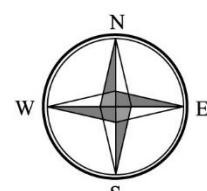


## 凡 例

### ● 対象事業実施区域

--- 市町村境

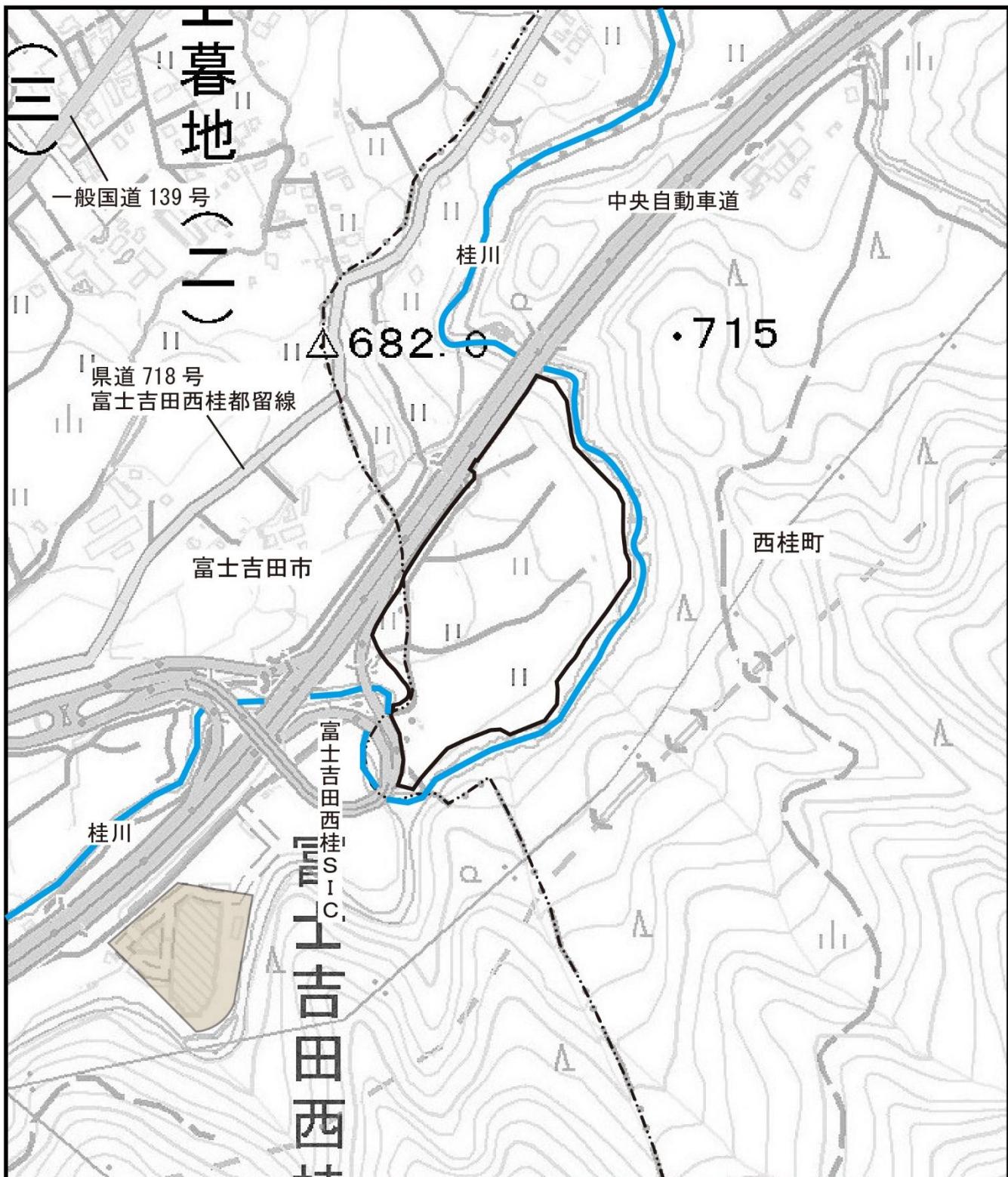
図1.3-2 対象事業実施区域の概況



Scale 1/100 000

A horizontal scale bar with tick marks and labels '0' and '5,000m'.

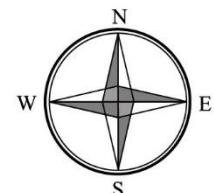
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図20万を基に縮尺を変更して作成した



凡 例

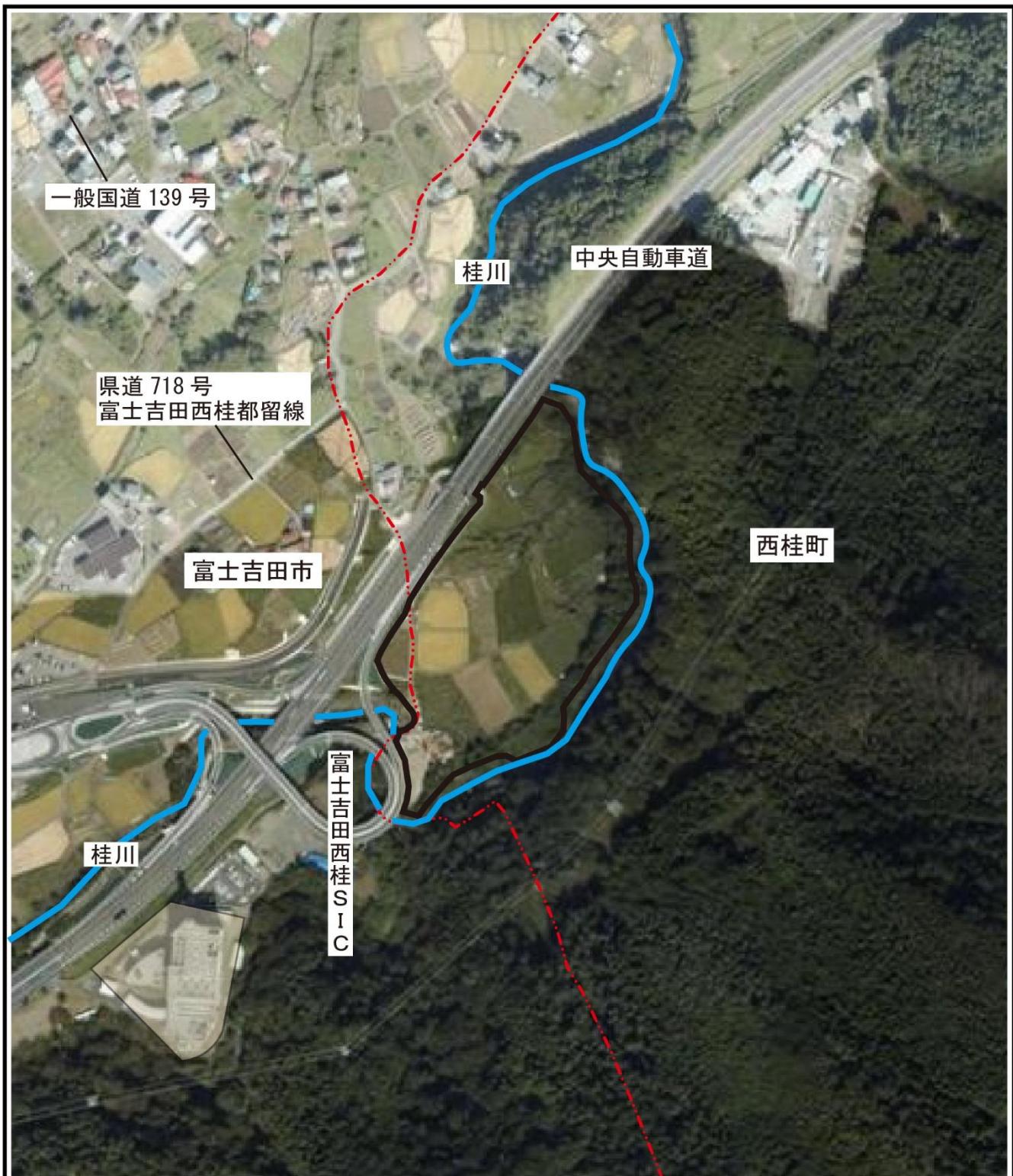
□ 対象事業実施区域  
■ 富士吉田市環境美化センター

図1.3-3 対象事業実施区域の詳細



Scale 1/5,000  
0 100 200 300m

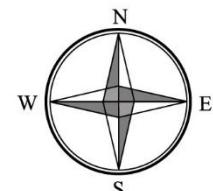
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。



凡 例

  対象事業実施区域  
  富士吉田市環境美化センター

図1.3-4 対象事業実施区域の航空写真



Scale 1/5,000  
 0 100 200 300m

この図は、国土交通省国土地理院の地理院地図Vectorの航空写真を基に作成した。

## 1.4 対象事業の目的及び内容

### 1.4.1 事業の目的等

#### (1) 対象事業をめぐる経緯

現在、富士・東部広域環境事務組合\*（以下「本組合」という。）の管内におけるごみ処理は、富士吉田市、大月都留広域事務組合、上野原市及び山中湖村の4か所のごみ焼却施設において行われており、マテリアルリサイクル推進施設は、ごみ焼却施設に併設の4か所に加え、富士河口湖町で稼働している。また、富士河口湖町では、粗大ごみ処理施設が稼働している。

これらの施設は、いずれも老朽化が進んでおり、富士吉田市及び大月都留広域事務組合の施設は基幹的設備改良事業により延命化を図っているが、基幹的設備改良実施からおおむね10年後には新たな施設を稼働させる必要がある。

また、山梨県は市町村が連携して広域的に効率的なごみ処理を推進するため、平成30年3月に「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を3ブロックに分け、本組合の構成市町村が位置する富士北麓・東部地域をBブロックと位置付け、ブロック内における1施設への施設集約の基本的な方針等について示した。

施設老朽化への対応の必要性及び「山梨県ごみ処理広域化計画」を受けて、Bブロックの構成市町村はごみ処理施設の集約・広域化に向けて協議を重ねてきた。広域ごみ処理施設の候補地として、東部地区から1か所、富士北麓地区から1か所があがり、比較検討の結果、令和2年10月に「富士北麓・東部ブロックごみ処理広域化市町村長会議」において、富士北麓地区の西桂町内に新たなごみ処理施設を整備することが合意され、同年11月9日に山梨県知事立会いのもと「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」が関係市町村長により調印された。

令和3年度には、富士北麓・東部地域ごみ処理広域化推進協議会が「富士北麓・東部地域広域化実施基本構想」を策定した。令和4年2月1日にごみ処理の広域化を共同事務とする本組合を設立し、令和5年3月には「広域ごみ処理施設整備基本構想」を、令和6年3月には「広域ごみ処理施設整備基本計画」を策定した。

\*組合構成市町村：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村（以上4市2町6村）

#### (2) 対象事業の目的

本事業は、「一般廃棄物の適正処理」を前提として、広域処理による「ごみの排出抑制の推進」、「リサイクルの推進」、「環境負荷低減の推進」、「ごみ処理経費の縮減」等を実現するため、その中核となる一般廃棄物処理施設を整備することを目的とする。

#### (3) 計画地の選定理由

対象事業実施区域の選定にあたり、施設を集約して広域的に処理することにより施設建設及び運営コストの低減、収集運搬の利便性向上等が図れることなどから、東部地区からは都留市内に1か所、富士北麓地区からは西桂町内に1か所、計2か所が候補地として提案された。この2か所の候補地について、表1.4-1に示す12の評価項目について、18の評価基準に基づき評価を行った。

慎重な検討を重ねる中で、主要幹線道路からの距離や搬入道路の整備状況、インターチェンジからの近さなども含めて総合的に比較・協議した結果、令和2年10月29日に開催した「第2回富士北麓・東部ブロックごみ処理広域化市町村長会議」において、本事業の対象事業実施区域を南都留郡西桂町小沼米倉地区に決定した。

表 1.4-1 対象事業実施区域選定の評価項目及び評価基準

評価項目			評価基準	採点		
1 搬入道路の状況	(1-1) 整備、拡幅等の必要性	大型車両の通行が可能な搬入道路が確保されていることが望ましい。	整備不要	5		
			一部整備	3		
	(1-2) 主要幹線道路からの距離		整備要	1		
2 土地利用の現況	(2-1) 地域住民の利用状況	主要幹線道路からの距離が短いことが望ましい。	500m未満	5		
			500m~1.0km未満	3		
			1.0km以上	1		
3 地形の状況	(3-1) 地形の状況	整形地であることが望ましい。	該当なし	5		
			一部該当	3		
			全域該当	1		
4 災害等の安全性	(4-1) 地震(液状化)ハザードマップ	地震による液状化が生じないことが望ましい。	該当なし	5		
			一部該当	3		
			全域該当	1		
5 敷地面積の広さ	(5-1) 有効敷地面積の確保	必要となる敷地内の車両動線、駐車場、緑地の計画に支障が出るため、一定以上の敷地面積が必要。	地震による液状化がない	5		
			地震による液状化がしにくい	3		
			地震による液状化がしやすい	1		
6 水道・電気等の確保	(6-1) 整備の必要性	土砂災害による影響が生じないことが望ましい。	土砂災害による影響がない	5		
			土砂災害による影響が少ない	3		
			土砂災害による影響がある	1		
7 関連施設との位置関係	(7-1) 搬出先との距離	富士山噴火による影響が生じないことが望ましい。	富士山噴火による影響が想定されない	5		
			富士山噴火による影響の可能性がある	3		
			富士山噴火による影響が想定される	1		
8 ごみ排出量重心との位置関係	(8-1) ごみ排出量重心からの距離	敷地内において将来的に建替えが可能な面積を有することが望ましい。	水道・電気の引き込みが容易である	5		
			電気又は水道のどちらか一方は引き込みが容易である	3		
			電気・水道のいずれも引き込みが容易でない	1		
9 近隣施設の状況	(9-1) 学校等公共施設又は住宅地までの距離	公共施設や住宅地までの距離が遠い方が望ましい。	20km未満	5		
			20km~30km未満	3		
			30km以上	1		
10 周辺環境	(10-1) 搬入車両の影響	搬入道路※が住宅街を通過しないことが望ましい。	5km未満	5		
			5km~10km未満	3		
	(10-2) 周辺景観との調和		10km以上	1		
11 地権者の状況	(11-1) 用地取得への理解度	周辺景観と調和している	500m以上	5		
			300m~500m未満	3		
			300m未満	1		
12 候補地自治会住民の状況	(12-1) 建設計画への理解度、協力度	地権者を特定・説明し概ね理解が得られている	通過しない	5		
			一部通過する	3		
			通過する	1		
			周辺景観と調和している	5		
			周辺景観と調和していない	1		
			地権者を特定・説明している	10		
			地権者を特定・説明している	5		
			地権者の特定に至らない又は説明に至らない	1		
			地元からの誘致・理解度及び協力度が高い	10		
			理解度及び協力度が低い	5		
			理解度及び協力度が著しく低い	1		

※ 搬入道路とは、主要幹線道路から候補地に至る経路として想定される道路

## 1.4.2 対象事業の内容

### (1) 事業計画

本事業の事業計画は、以下に示すとおりである。

#### 1) 計画の概要

##### ① 事業方式

本事業は、組合の所有となる計画施設の設計・建設及び運営に係る業務を事業者が一括して受託するDBO方式により実施する。

事業者は、落札後に計画施設の実施設計を行い、施設を建設した後は特別目的会社（SPC）を設立し、20年間の運営を行うこととなる。

##### ② 処理対象廃棄物

処理対象廃棄物を表1.4-2に示す。

表1.4-2 処理対象廃棄物

施設	処理対象物	説明
ごみ焼却施設	可燃ごみ	収集された家庭系の可燃ごみ、業者委託により搬入された事業系の可燃ごみ、直接搬入された家庭系及び事業系の可燃ごみ
	破碎残渣	粗大ごみ処理施設で粗大ごみ及び不燃ごみを処理する過程で発生した破碎残渣
	可燃性選別残渣	マテリアルリサイクル推進施設で粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみを受入、選別して処理する過程で発生した可燃性及び不燃性破碎残渣
	動物等	愛玩動物を除く、一般廃棄物となった犬や猫等の小動物、及び鳥獣捕獲等により搬入される猪や鹿等の野生動物不定期で搬入される
	災害廃棄物	天災（地震、風水害等）によって発生する廃棄物のうち、焼却対象となる可燃物 倒壊・損壊した家屋や水没等で使えなくなった家具・家財のうち、可燃ごみのごみ質条件に合致するもの
マテリアルリサイクル推進施設	不燃ごみ	収集された家庭系の不燃ごみ及び直接搬入された家庭系不燃ごみ
	危険物	ごみとして収集、住民等により直接搬入された危険物（蛍光灯、乾電池・二次電池（リチウムイオン電池等を含む）、カセットボンベ、スプレー缶、ライター、水銀含有廃棄物、その他）
	粗大ごみ	業者により搬入された粗大ごみ、住民等により直接搬入された粗大ごみ
	資源化施設	業者により搬入された資源ごみ、住民等により直接搬入された資源ごみ ビン類、カン類、紙類（新聞紙、雑紙、書籍、段ボール、紙パック、紙製容器包装、雑誌）、布類、廃食用油、ペットボトル、プラスチック類（製品プラスチック、容器包装プラスチック、トレイ、発泡スチロール）

### ③ 施設規模及び処理方式

施設規模及び処理方式を表 1.4-3 に示す。

ごみ焼却施設は全連続燃焼方式（24 時間稼働）を採用するため、休日も稼働し、年間 280 日以上稼働する。粗大ごみ処理施設及び資源化施設は 1 日当たり 5 時間の稼働とし、休日は停止する。

なお、廃棄物の搬入は月曜日から土曜日（祝日含む）の 9:00 から 16:00 に行う。

表 1.4-3 施設規模及び処理方式

施設	施設規模	稼働状況	処理方式
ごみ焼却施設	210t/日 (105t/24h × 2 炉)	24 時間 (年間 280 日以上)	焼却方式 ストーカ式
マテリアル リサイクル 推進施設	粗大ごみ処理施設	14t/日 (14t/5h)	破碎+選別+貯留・保管方式
	資源化施設	22.1t/日 (22.1t/5h)	選別+貯留・保管方式

出典：「富士・東部広域環境事務組合広域ごみ処理施設基本設計書」（富士・東部広域環境事務組合 令和 7 年 10 月）

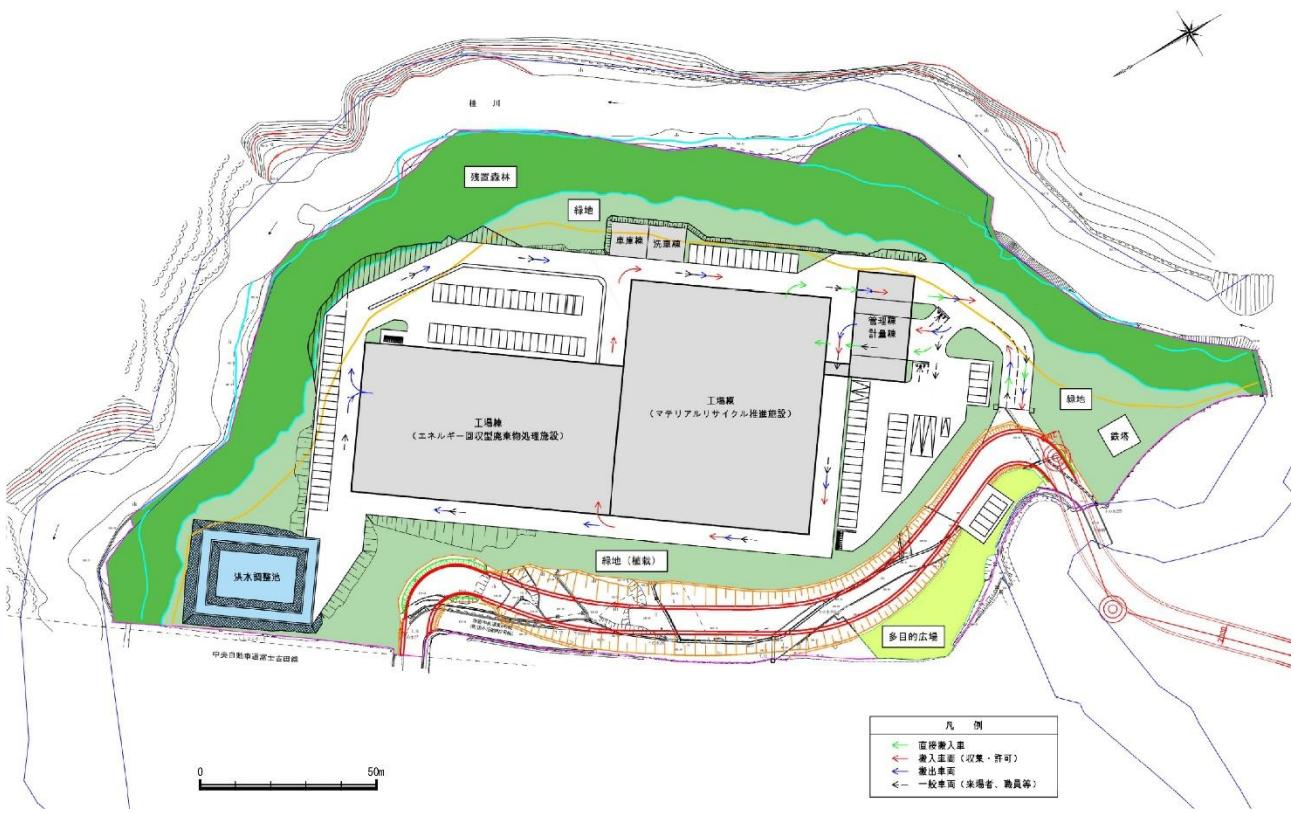
### ④ 施設配置計画・動線計画

対象事業の施設配置と動線の例を図 1.4-1(1)～(2) に示す。

図 1.4-1(1) は、ごみ焼却施設とマテリアルリサイクル推進施設を別棟とした場合の配置例である。用地の北側にリサイクル施設、中央にごみ焼却施設、南側に駐車場・計量施設等を配置することが想定される。用地内の高低差を活用し、ごみ焼却施設のプラットホーム側を地盤の高い西側に配置し、南側（南西側）に搬入出口を設ける。

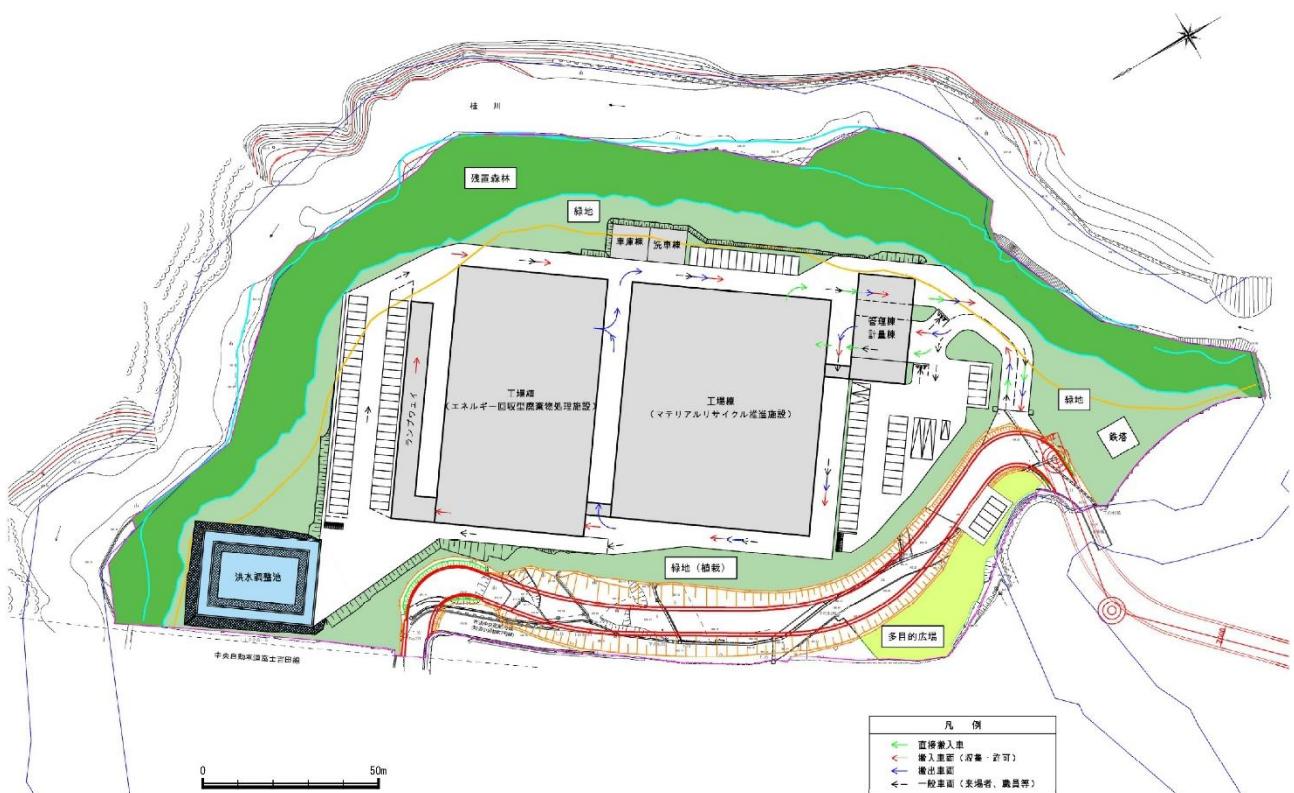
図 1.4-1(2) は、ごみ焼却施設とマテリアルリサイクル推進施設を合棟とした場合の一例である。基本的な配置は図 1.4-1(1) と同様であるが、ごみ焼却施設とマテリアルリサイクル推進施設とを一体の建物として整備する。

なお、施設配置と動線の例は、施設基本設計段階で、用地内の高低差の活用や景観への配慮を踏まえて作成したものである。行ったプラントメーカーのアンケートの結果から平均的な配置を想定したものであり、実際の施設配置と動線等は、建設・運営を受託した事業者が行う設計により決まる。



出典：「富士・東部広域環境事務組合広域ごみ処理施設基本設計書」（富士・東部広域環境事務組合 令和7年10月）

図1.4-1(1) 施設配置と動線イメージ（配置・動線計画案1）



出典：「富士・東部広域環境事務組合広域ごみ処理施設基本設計書」（富士・東部広域環境事務組合 令和7年10月）

図1.4-1(2) 施設配置と動線イメージ（配置・動線計画案2）

## ⑤ 主要設備方式

### (ア) 可燃ごみ処理

ごみ焼却施設の主要設備方式は、表 1.4-4 に示すとおりである。

なお、対象事業の建設及び運営を行う事業者は、総合評価落札方式により選定する予定であるため、設計には事業者の提案の余地を残し、総合的に優れた提案を行った事業者の方を採用する。

ごみ焼却施設の処理方式は、「ストーカ式焼却炉」とする。

表 1.4-4 ごみ焼却施設の主要設備方式

設備区分	仕様概要
受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式 主な設備：ごみ計量器（ロードセル式（電気式））、プラットホーム、プラットホーム出入口扉、ごみ投入扉、ごみピット、ごみクレーン
燃焼設備	焼却方式 ストーカ式 主な設備：ごみ投入ホッパ・シート、給じん装置、燃焼装置（ストーカ式焼却炉）、補助燃焼装置
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式、減温塔（必要に応じて設置） <sup>※</sup> 主な設備：ボイラ設備（廃熱ボイラ、エコノマイザ）、蒸気復水設備（復水器、復水タンク等）、減温塔
排ガス処理設備	主な設備： ろ過式集じん器（バグフィルタ）：ばいじん、ダイオキシン類、水銀等の除去 有害ガス除去設備（乾式法）：硫黄酸化物、塩化水素等の酸性有害ガスの除去 窒素酸化物除去設備：窒素酸化物の除去（燃焼制御+無触媒脱硝法又は触媒脱硝法 <sup>※</sup> ）
余熱利用設備	発電、場内給湯・空調（冷暖房） 主な設備：発電設備、熱供給設備
通風設備	平衡通風方式 主な設備：押込送風機、二次送風機、空気予熱器（蒸気式空気予熱器）、風道（鋼板製溶接構造）、誘引送風機、煙道（鋼板製溶接構造）、煙突（外筒支持型鋼板製内筒式）
灰出設備	ピット&クレーン方式（焼却灰） 薬剤処理方式、ピット&クレーン方式（飛灰処理物） <sup>※</sup> 主な設備：灰冷却設備、飛灰処理設備、不適物等選別機、磁選機、焼却残さ貯留設備、灰クレーン
排水処理設備	事業者提案による <sup>※</sup> 主な設備：水槽、ポンプ、排水処理設備
電気設備	特別高圧受電
計装設備	分散型自動制御システム方式(DCS)

※提案の余地を残し、事業者に優れた提案を求める部分。

### (イ) 不燃ごみ・粗大ごみ処理

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の主な設備は、表 1.4-5 に示すとおりである。

処理方式は、破碎+選別+貯留・保管方式を採用する。

なお、ごみ焼却施設と同様、設計には事業者の提案の余地を残し、総合的に優れた提案を行った事業者の方を採用する。

表 1.4-5 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の主要設備方式

設備区分	仕様概要
受入・供給設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃ごみ 不燃ごみ受入貯留ヤード → 異物除去 → 供給設備</li> <li>・危険物 危険物受入ヤード → 処理設備・保管容器等</li> <li>・粗大ごみ 粗大ごみ受入貯留ヤード → 供給設備 主な設備：ごみ計量器、プラットホーム、プラットホーム出入口扉、受入貯留ヤード（ヤード方式）、受入ホッパ・供給コンベヤ、破袋機、異物除去（手選別）コンベヤ</li> </ul>
破碎設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃ごみ、粗大ごみ 粗破碎機、高速回転破碎機</li> <li>・危険物 蛍光管破碎機、スプレー缶処理機、ライター処理機</li> <li>・粗大ごみ（可燃性粗大ごみ） 破碎（ごみ焼却施設側に設置） 主な設備：可燃性粗大ごみ破碎機、粗破碎機、高速回転破碎機（横型高速回転破碎機）、その他の破碎機</li> </ul>
搬送・選別設備	主な設備：搬送設備（コンベヤ等）、磁選機、ふるい分け選別機、アルミ選別機、精選機
貯留・搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎鉄、破碎アルミ 貯留（ストックヤード（圧縮成型後保管））</li> <li>・破碎残渣 ごみ焼却施設ごみピットに移送して焼却処理（移送方法は事業者提案※）</li> <li>・その他（資源化、外部処理委託）の搬出物 貯留（ストックヤード）</li> </ul> <p>主な設備：破碎鉄プレス機、破碎アルミプレス機、貯留バンカ（バンカ方式）、貯留ヤード（ヤード方式）</p>
集じん・脱臭設備	主な設備：集じん設備（サイクロン+ろ過式集じん器）、脱臭設備（活性炭吸着方式）、排風機、風道
排水処理設備	ごみ焼却施設の排水処理設備へ移送
電気・計装設備	オペレータコンソールにて PLC（電動機、コンベヤ等機械設備を制御監視する装置）を基本としたシステム

※提案の余地を残し、事業者に優れた提案を求める部分。

## (ウ) 資源ごみ処理

資源ごみの処理施設の主な設備は、表 1.4-6 に示すとおりである。

処理方式は、選別+貯留・保管方式を採用する。

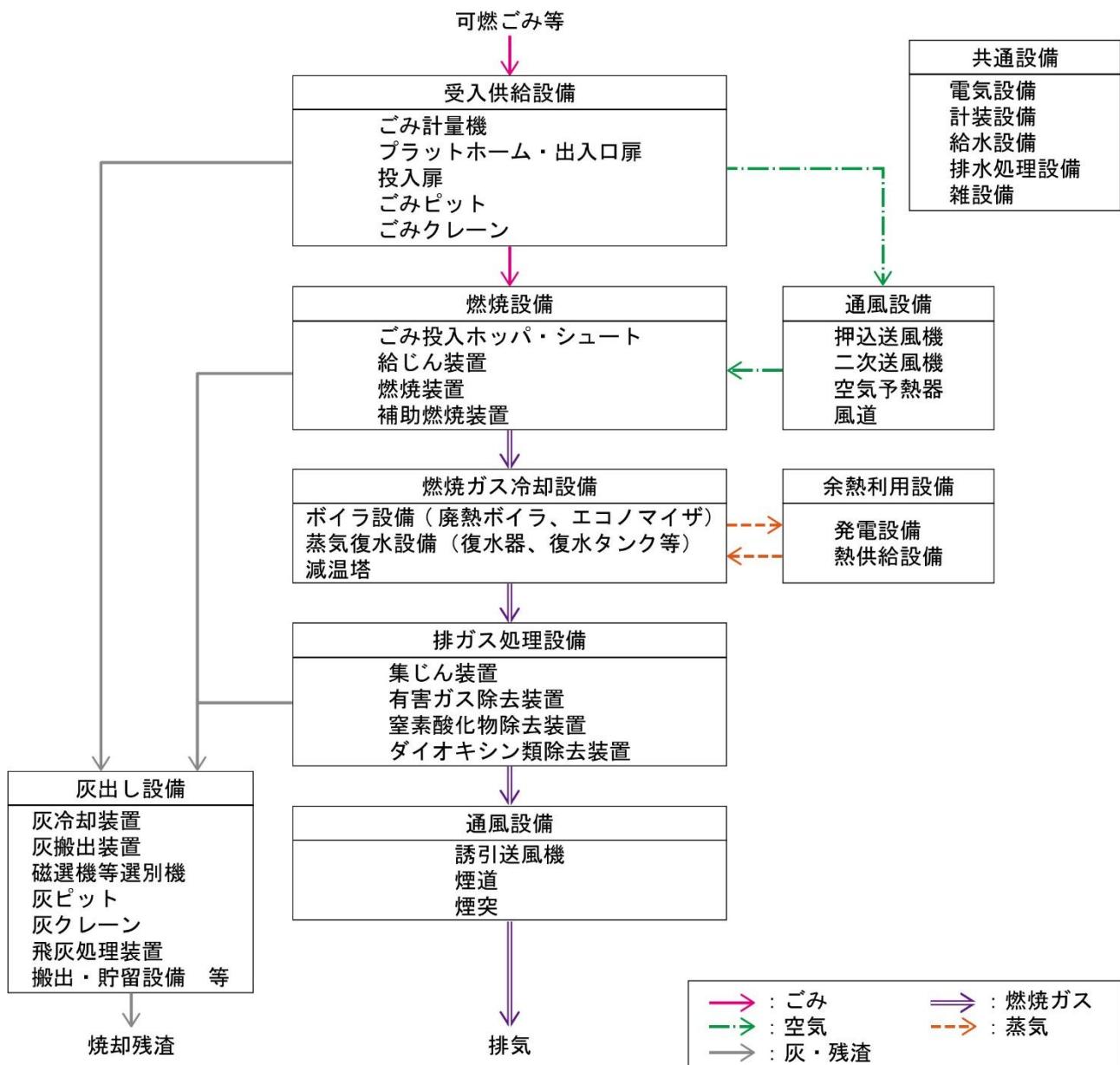
表 1.4-6 資源化施設の主要設備方式

設備区分	仕様概要
受入・供給設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビン類 受入貯留設備 → 破除袋機 → 搬送設備</li> <li>・カン類 受入貯留設備 → 破除袋機 → 搬送設備</li> <li>・紙類、布類、廃食用油 受入貯留設備 → 保管設備</li> <li>・ペットボトル 受入貯留設備 → 破除袋機 → 搬送設備</li> <li>・プラスチック類 受入貯留設備 → 破除袋機 → 搬送設備</li> </ul> <p>主な設備：ごみ計量器、プラットホーム、プラットホーム出入口扉、受入貯留ヤード（ヤード方式）、受入ホッパ・供給コンベヤ、プラスチック類投入扉（観音開き式）*、プラスチック類ピット*、プラスチック類クレーン*、破除袋機 *：プラスチック類受入貯留ヤードを設けない場合に設ける。</p>
搬送・選別設備	主な設備：搬送設備（コンベヤ等）、異物除去（手選別）コンベヤ、スチール缶磁選機、アルミ缶磁選機
貯留・保管・搬出設備	<p>金属圧縮機、ペットボトル圧縮梱包機、プラスチック圧縮梱包機、各種貯留ヤード</p> <p>主な設備：スチール缶プレス機、アルミ缶プレス機、ペットボトル圧縮梱包機、プラスチック類圧縮梱包機、貯留ヤード（ヤード方式）</p>
集じん・脱臭設備	主な設備：集じん設備（サイクロン+ろ過式集じん器）、脱臭設備（活性炭吸着方式）、排風機、風道
排水処理設備	ごみ焼却施設の排水処理設備へ移送
電気・計装設備	オペレータコンソールにて PLC（電動機、コンベヤ等機械設備を制御監視する装置）を基本としたシステム

## ⑥ 処理フロー

### (ア) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設の処理フローを、図 1.4-2 に示す。

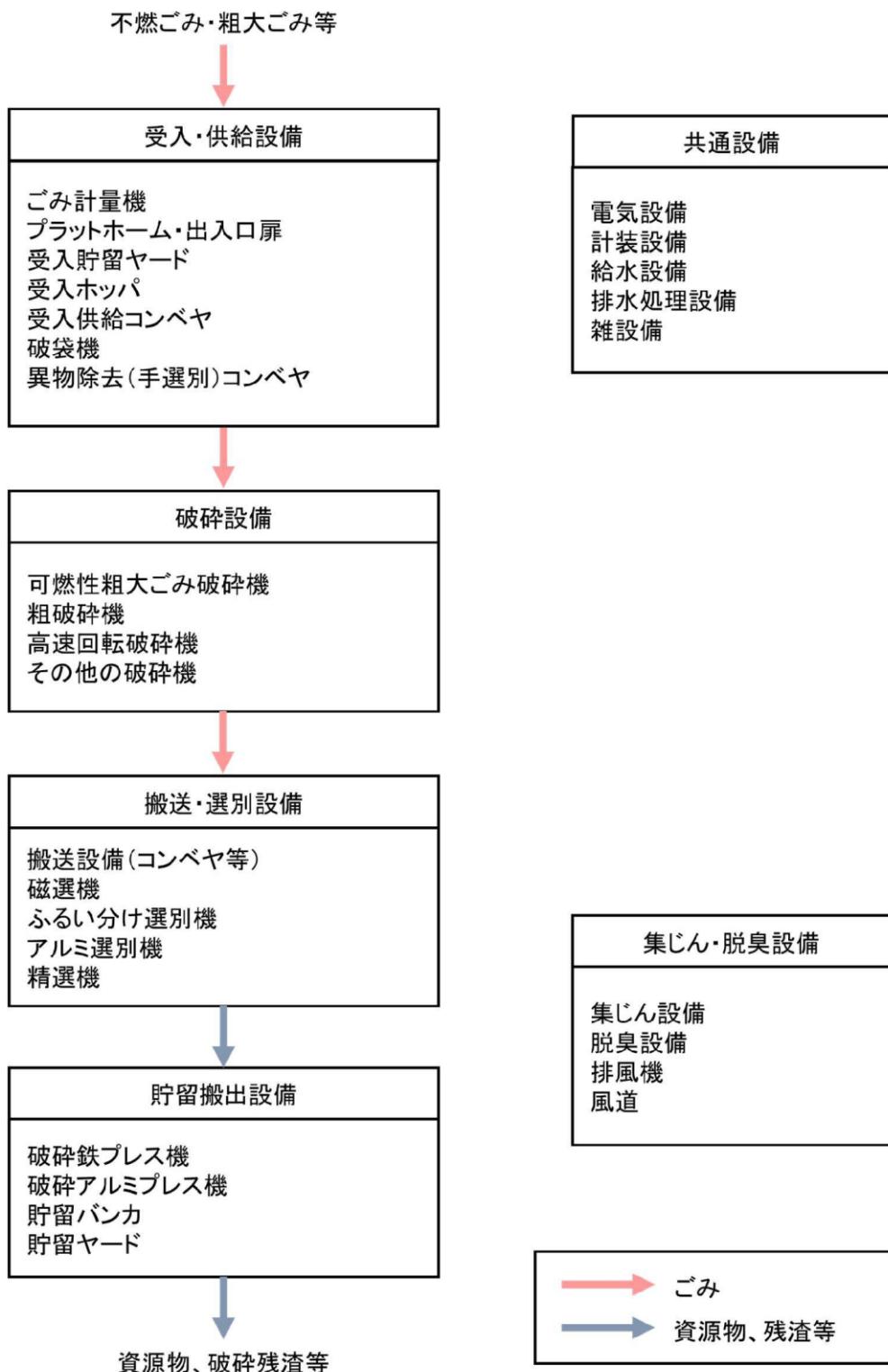


出典：「富士・東部広域環境事務組合広域ごみ処理施設基本設計書」（富士・東部広域環境事務組合 令和 7 年 10 月）

図 1.4-2 ごみ焼却施設処理フロー（焼却方式 ストーカ式）

### (イ) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の処理フローを、図 1.4-3 に示す。

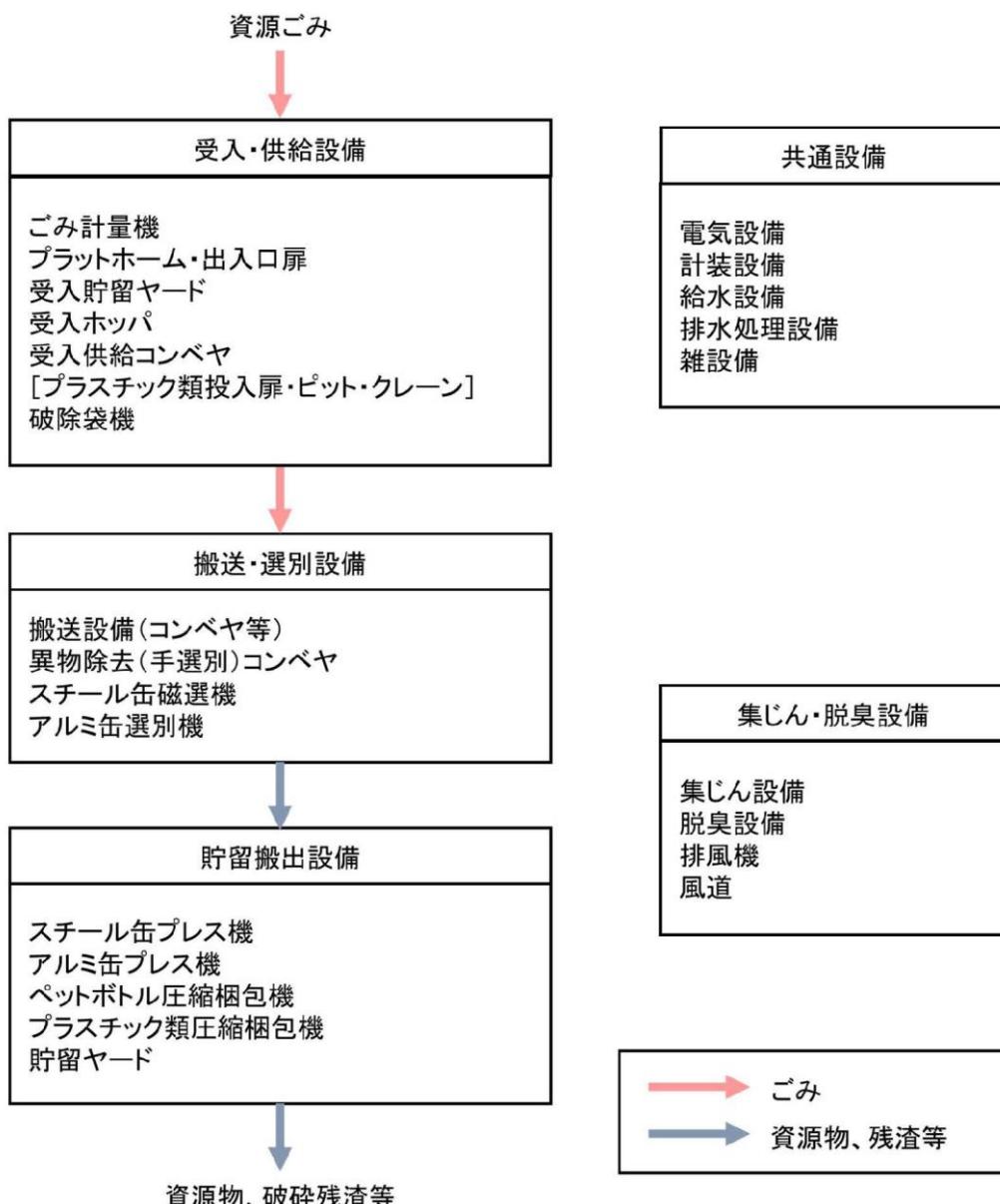


出典：「富士・東部広域環境事務組合広域ごみ処理施設基本設計書」（富士・東部広域環境事務組合  
令和 7 年 10 月）

図 1.4-3 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設 処理フロー

## (ウ) 資源化施設

資源化施設の処理フローを、図 1.4-4 に示す。



出典：「富士・東部広域環境事務組合広域ごみ処理施設基本設計書」（富士・東部広域環境事務組合  
令和 7 年 10 月）

図 1.4-4 資源化施設 処理フロー

## ⑦ 排水計画

排水計画を表 1.4-7 に示す。

施設内で生じるプラント排水については、施設内で処理後に再利用し、施設外に排水しないクローズドシステムを採用する。

生活排水は、合併浄化槽により処理した後に桂川へ放流する。

雨水排水は、洪水調整池を介して桂川に放流する。

表 1.4-7 排水処理計画

排水の種類	処理方式
プラント排水	<p><b>【ごみ焼却施設】</b> ごみピット排水その他のごみ処理に伴って発生する排水（プラント排水）は、適正に処理した後、排ガスの減温や施設内の洗浄水に再利用し、場外への排水は行わない。</p> <p><b>【マテリアルリサイクル推進施設】</b> ごみ焼却施設の排水処理設備で処理する。</p>
生活排水	合併浄化槽により処理した後、水路を経て桂川に放流する。
雨水排水	対象事業実施区域内に降った雨水は、排水溝により集水して場内に設ける洪水調整池に導入し、水路を経て桂川に放流する。

## ⑧ 事業スケジュール

事業スケジュールを表 1.4-8 に示す。

計画施設の稼働開始は、令和 14 年度を目標としている。

表 1.4-8 事業スケジュール

項目	年度	令 和											
		4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	13年度 (2031)	14年度 (2032)	
施設整備基本構想													
循環型社会形成推進地域計画													
基本計画													
基本設計													
PFI等導入可能性調査													
測量調査													
地質調査													
環境影響評価													
都市計画決定													
工事発注手続き													
プラント建設工事（造成含む）													
施工監理													
施設供用													
環境影響評価（事後調査）													

## 2) 土地利用計画（参考）

土地利用計画を表 1.4-9 及び図 1.4-1(1)～(2)（10 ページ参照）に示す。

工場棟は、ごみ焼却施設とマテリアルリサイクル推進施設の合棟を標準とし、管理棟は工場棟との合棟を標準とする。

対象事業の建設事業者は、総合評価落札方式により選定する予定であるため、施設配置や建築面積の詳細は建設事業者の提案によることとなる。そのため、ここでは想定される建築面積等を参考として示した。

表 1.4-9 土地利用計画

項目			面 積
用地面積			43,185.59m <sup>2</sup>
残置森林			8,767.7m <sup>2</sup>
建築面積	ごみ焼却施設	工場棟	事業者提案による参考 (3,900m <sup>2</sup> )
		管理棟	事業者提案による参考 (400m <sup>2</sup> )
		計量棟	事業者提案による
マテリアルリサイクル推進施設 (粗大ごみ処理施設、資源化施設)		工場棟	事業者提案による参考 (3,300m <sup>2</sup> )
		車路・歩道、駐車場、洪水調整池、緑地、多目的広場 等	事業者提案による
外構施設			

## 3) 造成計画

対象事業実施区域の地盤の標高は、南側と西側が高く、北側と東側へ向け低くなっている。

敷地の造成は、現況地形を活かしつつ、地質を考慮した造成形状を基本とし、詳細は建設事業者が施設配置等も踏まえて設計することとなる。建設コストの削減、工期短縮及び環境影響の低減の観点から、可能な限り用地内において切盛りの収支バランスを取り、土砂の搬入・搬出量を少なくすることが望ましい。具体的な造成計画は事業者提案を採用することとなるが、複数の造成パターンを想定して試算し、土砂の搬入・搬出量の異なる 3 パターンを想定した。造成計画の想定案を表 1.4-10 に示す。

表 1.4-10 造成計画の想定

ケース	切土量	盛土量	調整池容量	搬入／搬出土量
パターン 1	16,960m <sup>3</sup>	94,527m <sup>3</sup>	2,430m <sup>3</sup>	112,706m <sup>3</sup> (盛土搬入)
パターン 2	38,275m <sup>3</sup>	20,957m <sup>3</sup>	2,430m <sup>3</sup>	23,698m <sup>3</sup> (切土搬出)
パターン 3	38,275m <sup>3</sup>	40,847m <sup>3</sup>	2,430m <sup>3</sup>	213m <sup>3</sup> (盛土搬入)

注) 搬入/搬出土量は地山掘削に伴う配分計画、運搬計画に係るほぐし率を考慮して下式により概算した。

$$\text{搬入量} : \{ \text{盛土量} - (\text{切土量} + \text{調整池容量}) \} \times 1.5$$

$$\text{搬出量} : \{ (\text{切土量} + \text{調整池容量}) - \text{盛土量} \} \times 1.2$$

#### 4) 景観計画

対象事業実施区域は、西桂町景観計画による景観計画区域の「市街地・田園集落エリア」に立地する。届出が必要な行為には該当しないが、設置する建築物及び工作物は、西桂町景観計画の景観形成基準に配慮した設計とする。

建物は、景観との調和や意匠に十分配慮したデザインとする。基調色の色彩はアースカラーを基本とし、彩度を抑え、反射率も低く抑える。

建物高さは、できるだけ周囲に圧迫感を感じさせないように工夫し、施設を高さ、壁面の質、形状により分節することで、周辺地域に圧迫感や閉塞感、不快感等の印象を与えない、親しみやすいデザインとする。また、植栽（高木等）を充実させることで、建物の景観に配慮し、極力人工色を少なくするよう工夫する。

ごみ焼却施設の煙突は、独立型を基本とし、景観に配慮した設えとし、目立ちにくいよう対象事業実施区域の東側（桂川沿い）に配置する。

#### 5) 緑化計画

緑地基準を満たした緑地面積を確保し、周囲の自然環境とも調和のとれた計画する。

緑地面積は、「工場立地法（昭和 34 年 法律第 24 号）」の電気供給業に該当する同法での特定工場となり、緑地面積として 20%以上、環境施設面積として 25%以上とする。

具体的には、対象事業実施区域の桂川沿いの林地を残置森林として残し、構内に緑地を配置して必要面積以上の緑地を確保する。

また、緑化にあたっては、樹種の特性や周辺の自然条件、生物多様性の保全にも配慮した樹種の選定を行う。

#### 6) 道路計画及び搬入計画

道路計画及び廃棄物運搬車両の走行ルートを図 1.4-5 に示す。

##### ① 道路整備計画

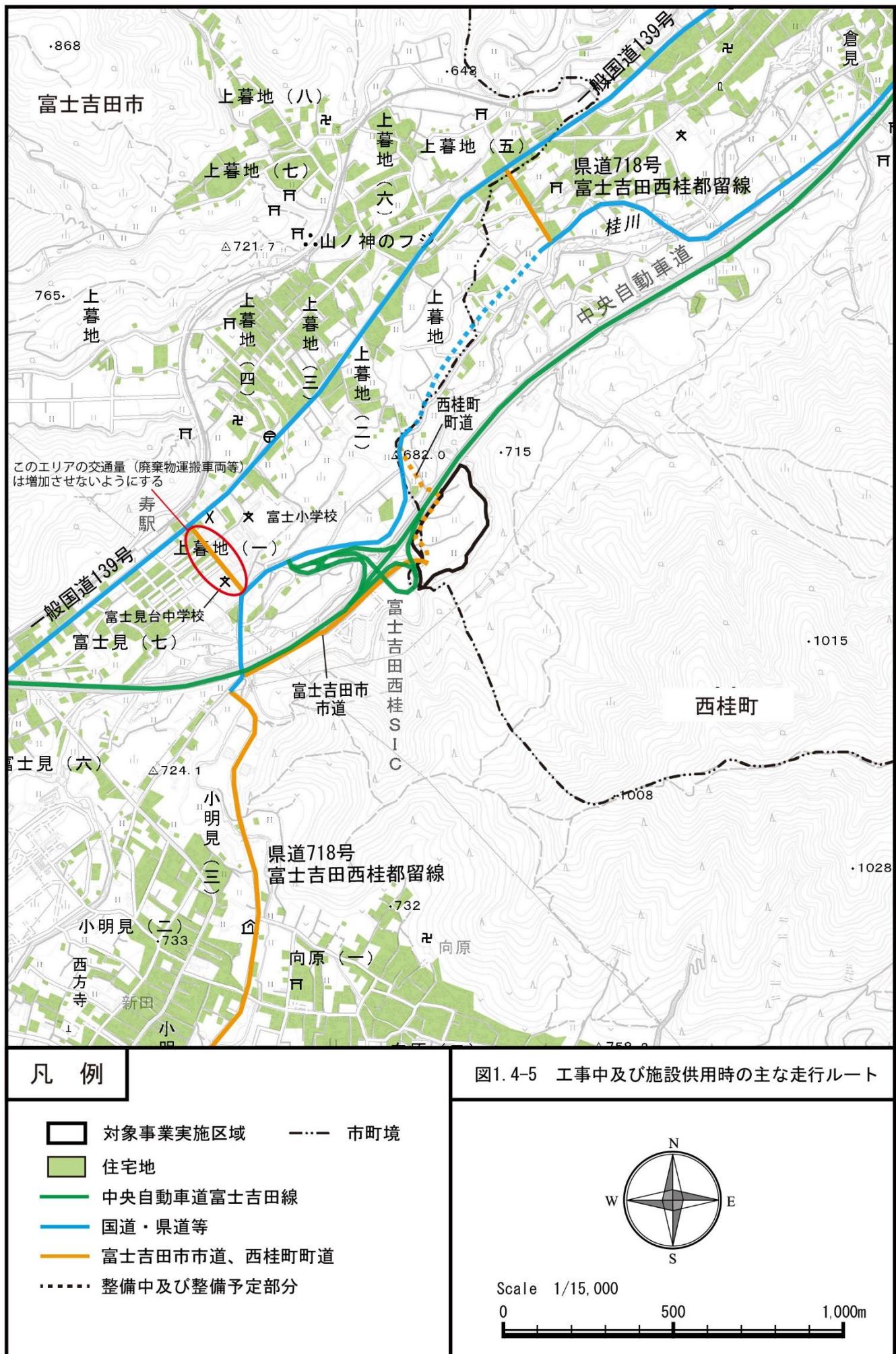
現在、山梨県は県道 718 号富士吉田西桂都留線の整備改良事業を進めている。また、建設予定地周辺においては、富士吉田市道の拡幅工事、橋梁架け替え工事、西桂町道の新設工事、拡幅工事が計画されている。なお、西桂町道の拡幅工事の範囲は建設予定地内にあり、町道拡幅工事は本事業に含まれている。

対象事業実施区域周辺の道路整備事業を図 1.4-5 に示す。

##### ② 廃棄物運搬車両の搬入ルート

計画施設には、中央自動車道富士吉田線及び県道 718 号富士吉田西桂都留線から、対象事業実施区域に接道する富士吉田市市道及び西桂町町道を介してアクセスすることとなる。

なお、一般国道 139 号を介した北西側からの搬入は、富士小学校及び富士見台中学校の周辺を通行するため、収集車両の通行を増加させないよう搬入業者等に指導を行う計画である。



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

### ③ 廃棄物搬入計画

施設供用時における廃棄物搬入車両台数の見込みを表 1.4-11 に示す。

施設供用時の廃棄物運搬車両台数は、令和 5 年度の構成市町村における廃棄物処理施設への搬入車両台数の実績値に基づいて計画した。

施設供用後は、組合を構成する 12 市町村分のごみが持ち込まれるようになることから、現状の富士吉田市環境美化センターごみ処理施設への搬入と比べて廃棄物運搬車両が増加する。

なお、中継施設整備に関する検討・計画は各市町村の自治事務であり、将来的に中継施設が整備される可能性はあるが、現在のところ設置場所や設置時期に関する具体的な計画はない。

表 1.4-11 廃棄物搬入車両台数の想定

項目	台数		
	大型車	小型車	合計
最大台数	238 台/日 (34 台/時)	441 台/日 (63 台/時)	679 台/日 (97 台/時)
平均台数	196 台/日 (28 台/時)	371 台/日 (53 台/時)	567 台/日 (81 台/時)

注) 最大台数は令和 5 年度の実績値の曜日別の集計で、最も搬入車両台数の多い月曜日の台数に基づいて設定した。

## 7) 用水計画

対象事業実施区域は上水道の供給範囲外となっているため、用水は生活用水、プラント用水共に井水を基本とし、事業予定地内に井戸を設置することにより、必要給水量を確保する。

富士吉田市環境美化センターごみ処理施設における揚水量は、プラント用水として約 52m<sup>3</sup>/日、生活用水として約 15m<sup>3</sup>/日、合計約 67m<sup>3</sup>/日である。また、施設内で発生した排水（プラント排水）は処理後に再利用する。

なお、建築部等の屋根に降った雨水の積極的な有効利用を図ることとし、建設事業者に提案を求める。

## 8) 防災計画

建築基準法、消防法等の関係法令を遵守するとともに、各種の災害・事故に対する安全性の確保を図る。なお、対象事業実施区域は桂川の河川境界よりも約 12m～17m 高い位置にあり、浸水想定区域に含まれておらず、また、浸水による災害履歴もないため、洪水対策は不要である。

### ① 火山災害対策

富士山の火山噴火により、融雪型火山泥流（積雪期に溶岩や火碎流の熱で雪が融けて起きる泥流）が発生した場合、対象事業実施区域周辺は、融雪型火山泥流が到達する範囲（最大流動深 0.2m～0.5m）に含まれる。このため、河川が氾濫した場合の浸水対策に準じて、表 1.4-12 に示す対策を講じる。

表 1.4-12 火山災害対策

区分	対策案
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>泥流侵入防止ラインを設定し、融雪型火山泥流が施設内に侵入しないような高低差を設定する（嵩上げ等含む）。</li> <li>配置上、融雪型火山泥流が施設内に侵入するおそれのある箇所については、土嚢、止水版（脱着型、開口部設置型）、防水扉（開口部設置型、建具型）、防水シャッター（建具型）等を活用して侵入を防止する。</li> <li>電気室、中央制御室、非常用発電機・タービン発電機等の主要な機器及び制御盤・電動機等は標高 684m 以上の高さに設置する。</li> <li>火山災害発生時には、プラント設備が緊急かつ安全に自動停止するシステムを導入する。</li> <li>電気、燃料、水及び薬品の供給停止に備え、常用・非常用発電機を設置し、各設備の復旧後の運転に必要な容量の燃料、水及び薬品を確保する。</li> </ul>

## ② 地震対策

地震への対策案を、表 1.4-13 に示す。

表 1.4-13 地震対策

区分	対策案
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度 7 相当に耐えうる耐震性とするため、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル、建築基準法、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説、建築物の構造関係技術基準解説書、火力発電所の耐震設計規程、建築設備耐震設計・施工指針等の関係法令・指針等に準拠し、十分な耐震設計基準を満たしたものとし、地震に強い設備とする。</li> <li>建築物の構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類の外部及び特定室」、建築設備「甲類」を適用する。</li> <li>地震動対応レベルは個別建築物で設定せず、敷地内すべての建築物で統一する。</li> <li>感震器を設置し、原則として 250 ガル以上（震度 5 強程度以上）の加速度を感じた場合には、プラントの処理を自動的に停止できるシステムを導入する。</li> <li>燃料や薬品等のタンク等からの移送配管は、地震等により結合部分に損傷を受けないようフレキシブルジョイント等を設置する。</li> <li>地震における天井被害や落下防止のため、振れ止めブレースの設置や、段差等の剛性が異なる部分へのクリアランスの確保などの対策をとる。また、吊り金具や目地材等の落下防止にも配慮する。</li> <li>プラント設備建築設備と同様に耐震安全性「甲類」を満足するものとする。</li> <li>プラント架構（ボイラの支持鉄骨など）については、火力発電所の耐震設計規程を適用した構造設計を行う。</li> <li>電気、燃料、水及び薬品の供給停止に備え、常用・非常用発電機や各設備の復旧後の運転に必要な容量を確保する。</li> </ul>

### ③ 火災発生防止対策

火災発生防止対策案を、表 1.4-14 に示す。

表 1.4-14 火災発生防止対策

区分	対策案
火災	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防関係法令に基づいて、必要な消防設備を設ける。（詳細は、所轄消防署との協議も行って決定する）</li><li>・処理工程における爆発、火災等を検知するため、各種検知機器を設ける。特に、リチウムイオン電池を起因とする火災等への対策については十分留意する。</li><li>・火災の懸念がある処理対象物については、破碎処理ラインに入る前に選別除去する。</li><li>・破碎物を搬送するコンベヤ等の材質は、不燃性のものとする。</li><li>・破碎残渣やベルト等からの発火検知（熱感知、炎感知及びガス感知）及び発火した場合等の火災対策設備（水噴霧等）を設けると共に消火状況を監視できる設備とする。</li><li>・補充用・予備用の作動油等については、指定数量内で保管が可能な貯留設備を設置する。</li><li>・指定数量以上の灯油、軽油等の危険物を貯蔵する場合には、危険物貯蔵所に格納するものとする。</li><li>・灯油、軽油等の貯蔵タンク、サービスタンク等を設置する場合には、必要な容量の防液堤を設けるものとする。</li></ul>

### ④ 爆発発生防止対策

爆発の発生防止対策案を、表 1.4-15 に示す。

表 1.4-15 爆発発生防止対策

区分	対策案
爆発	<ul style="list-style-type: none"><li>・爆発、火災等を検知するため、各種検知機器を設ける。</li><li>・焼却灰を扱う箇所等、水素の発生が認められる箇所には、密閉化又は局所排気装置等を設け、爆発防止対策を十分考慮する。</li><li>・爆発の懸念がある処理対象物については、破碎処理ラインに入る前に選別除去する。</li><li>・粗破碎機と高速回転破碎機を設けて、スプレー缶等の爆発懸念物が混入した場合でも安全に処理（穴あけ+ガス抜き）される設備構成（基本処理フロー）とする。</li><li>・爆発性危険物の混入による可燃性ガスに対し、爆発限界濃度以下へのガス濃度低下対策として、必要に応じて換気等の対策を講じる。</li></ul>

## ⑤ 爆発火災対策

爆発火災への対策案を、表 1.4-16 に示す。

表 1.4-16 爆発火災対策

区分	対策案
爆発火災	<ul style="list-style-type: none"><li>・処理工程における爆発、火災等を検知するため、各種検知機器を設ける。特に、リチウムイオン電池を起因とする火災等への対策を行う。</li><li>・破碎残渣やベルト等からの発火検知（熱感知、炎感知及びガス感知）及び発火した場合等の火災対策設備（水噴霧等）を設けると共に消火状況を監視できる設備とする。</li><li>・粗破碎機、高速回転破碎機及び各種コンベヤでは、火災の自動検知を行い、処理の自動停止及び中央制御室への警報表示を行う。</li><li>・ピットの全範囲において、火災発生を早期に検出できる赤外線式火災感知システムを計画し、検出した火災を早期に、確実に消火できる放水銃装置を必要数設置する。放水銃装置は、自動、遠隔及び現場操作が行えるようにする。</li><li>・破碎設備は、万一の爆発に備え、頑強な構造にするとともに、専用室（破碎機室）に設置し、天井部や破碎機室のフード、コンベヤ等に爆風の逃がし口を十分に設ける。</li></ul>

## 9) 環境保全対策

本事業は「性能発注方式」で発注することから、公害防止基準の遵守については、建設工事を請け負う事業者が公害防止基準の遵守方法を検討し、本組合の承諾を経て施工した上で、運営維持管理を請け負う事業者が履行に努めることとなる。

### ① 工事中の環境保全対策

建設工事を請け負う事業者に実施を求める環境保全対策を表 1.4-17 に示す。

表 1.4-17 工事中の環境保全対策

項目	環境保全対策の種類	環境保全対策の内容
大気質	排ガス対策機械の導入	・排出ガス対策型建設機械の導入に努め、汚染物質の排出低減に努める。
	アイドリングストップ	・適切な工程管理、作業管理を実施し、待機時間や停止時のアイドリングの低減に努める。
	工事用車両の洗浄	・工事車両は、場内で車輪、車体についていた土砂を洗浄後に退出させ粉じんの発生低減に努める。
	搬入ルートの工夫	・建設資材等の搬入は極力幹線道路を通過させ、住宅地や通学路の近くを通らないように指導する。
	散水、清掃	・必要に応じた散水、搬出入道路の洗浄等を行い、粉じんの飛散を防止する。
	土砂仮置の養生	・掘削土砂を場内に仮置きする場合は、飛散防止や異物除去等の処理を行う。
	残土の抑制	・現況地形を活かしつつ、地質を考慮した造成形状を基本とし、残土の発生を少なくする。
騒音・振動	盛土量の最小化	・土地造成の盛土を行う場合は、造成工事による周辺地域への影響を考慮して最小限の盛土量とする。
	低騒音・低振動機器の導入	・低騒音型および低振動型建設機械の使用等により、騒音や振動の発生の防止に努める。
	資機材の搬入の分散	・資機材の搬入車両等が集中しないよう、搬出入時期や時間の分散に努める。
	仮囲いの設置	・工事範囲に仮囲いを設置し、騒音の軽減対策とする。
	環境管理と公開	・工事中の騒音、振動について、連続測定を行い、周辺住民等が外部から視認できる箇所で測定値を表示する。
	アイドリングストップ	・適切な工程管理、作業管理を実施し、待機時間や停止時のアイドリングの低減に努める。
	車両の運行管理	・工事関係車両の運行管理を行い、車両の集中、走行台数の抑制を図る。
水質汚濁	濁水の処理	・工事中の排水については、水質汚濁防止法の排水基準を参考に浮遊物質量の基準を設定し、沈砂池等においてその基準を下回る濃度に処理してから仮設水路等を経由して放流する。
	雨水排水施設の整備	・敷地内の側溝等により、雨水を速やかに洪水調整池に導入した後、桂川に放流する。
	雨水排水の流出抑制	・敷地内に洪水調整池を設置し、雨水排水の急激な流出を抑制する。
景観・風景	仮囲い	・工事用仮囲いは景観に配慮した製品を採用する。
陸上動物	運転者への注意喚起	・動物の道路の横断、飛び出し等に気を付けるよう、資機材運搬車両等の運転者への注意喚起を行う。
廃棄物・発生土	残土の抑制	・現況地形を活かしつつ、地質を考慮した造成形状を基本とし、残土の発生を少なくする。
	建設発生材の資源化	・工事に伴う発生材の抑制、再利用及び再資源化に努め、また再生資源の積極的活用にも努める。
温室効果ガス等	アイドリングストップ	・適切な工程管理、作業管理を実施し、待機時間や停止時のアイドリングの低減に努める。
地域交通	資機材の搬入の分散	・資機材の搬入車両等が集中しないよう、搬出入時期や時間の分散に努める。
	搬入ルートの工夫	・建設資材等の搬入は、極力幹線道路を通行させ、住宅地や通学路の近くを通らないように指導する。

## ② 供用時の環境保全対策

運営維持管理を請け負う事業者に実施を求める環境保全対策を表1.4-18(1)～(2)に示す。

表1.4-18(1) 供用時の環境保全対策

項目	環境保全対策の種類	環境保全対策の内容
大気質	ばいじん対策	・排ガスの温度管理を徹底し、ろ過式集じん器（バグフィルタ）によりばいじんを除去する。
	硫黄酸化物、塩化水素対策	・消石灰またはアルカリ系薬剤を使用した有害ガス除去設備により硫黄酸化物及び塩化水素を除去する。
	窒素酸化物対策	・アンモニアまたは尿素を使用した窒素酸化物除去設備により窒素酸化物を除去する。その他、事業者からの触媒脱硝装置の提案があれば、採用する可能性がある。
	ダイオキシン類対策	・ろ過式集じん器（バグフィルタ）によりダイオキシン類を除去する。その他、事業者から有効な提案があれば採用する可能性がある。
	水銀対策	・排ガス中へに活性炭を吹き込み、吸着した水銀をろ過式集じん器（バグフィルタ）で除去する。 ・運営事業者は、直接搬入される処理対象物の検査や、廃棄物運搬車両等の中身の検査する展開検査を行い、搬入禁止物の混入を防止する。
	粉じん対策	・焼却灰等の搬出設備は、極力一室にまとめて設置し、特に搬出時の粉じん対策には万全を期す。 ・資源化施設の受入、選別、貯留施設には、気密性の確保や防じん対策を施し、必要に応じて環境集じん等の対策を講ずる。
	定期的な測定	・ごみ焼却施設からの排ガスについて2か月に1回の頻度で定期的な測定を行い、公害防止基準が守られていることを確認する。
悪臭	ごみピットの臭気漏洩防止	・焼却炉稼働時には、ごみピット内の臭気は吸引して燃焼用空気として利用することで、ごみピット内を陰圧にして漏洩を防止するとともに、臭気を酸化分解する。 ・焼却炉全炉停止時には、ごみピット内の空気を吸引して脱臭装置に導入し、ごみピット内を陰圧にして漏洩を防止するとともに、臭気を吸着除去する。 ・資源化施設では、受入貯留ヤード等に脱臭装置を導入し、臭気対策を施す。
	必要に応じた消臭剤の使用	・ごみピット及びプラットホームに消臭剤の噴霧装置を配置し、必要に応じて噴霧する。
	悪臭の測定	・悪臭について施設稼働後に敷地境界で測定を行い、公害防止基準が守られていることを確認する。
騒音・振動	施設・設備の騒音・振動対策	・騒音が発生する機器は、原則として防音対策を講じた隔壁された部屋に設置する。 ・振動が発生する機器には、十分な防振対策を講じる。 ・騒音・振動が発生する機器を配置する箇所の構造は、低周波音対策を踏まえて十分な検討を行う。 ・焼却施設の蒸気復水器の周囲には、十分な高さの遮音壁を設け、吸音材等による騒音対策を講ずる。
	騒音・振動の測定	・騒音・振動について施設稼働後に敷地境界で測定を行い、公害防止基準が守られていることを確認する。
	搬入車両の騒音・振動対策	・組合構成市町村に対して、廃棄物運搬車両は極力幹線道路を通行させ、住宅地や通学路の近くを通らないように指導する。

表 1.4-18(2) 供用時の環境保全対策

項目	環境保全対策の種類	環境保全対策の内容
水質汚濁	排水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント系排水は処理して場内で再利用し、無放流（クローズドシステム）とすることを基本とする。</li> <li>・マテリアルリサイクル推進施設の排水は、ごみ焼却施設に移送し、処理する。</li> <li>・生活排水は、合併浄化槽により処理した後に桂川へ放流する。</li> </ul>
	定期的な測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水（浄化槽排水）について年1回以上の定期的な測定を行い、公害防止基準が守られていることを確認する。</li> </ul>
水象	地下水の涵養	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桂川沿岸部の森林地を緑地として残した上で、敷地面積に対応した涵養計画を策定し森林整備を行う。</li> </ul>
	雨水排水の流出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の雨水排水設備により、雨水排水を場内に滞留させずに桂川に放流する。</li> <li>・敷地内に洪水調整池を設置し、雨水排水の急激な流出を抑制する。</li> </ul>
	雨水の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の屋根に降った雨水の利用について、事業者に提案を求める、積極的に有効利用を図る。</li> </ul>
土壤汚染	排出濃度の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス中のダイオキシン類濃度が、公害防止基準である0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下となるよう管理する。</li> </ul>
日照阻害	煙突位置の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突の位置は、できる限り日影の影響の少ない東側に配置する。</li> </ul>
動物、植物、生態系	残置森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桂川河畔の樹林地は極力連続した状態で残存させる。</li> </ul>
	緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽には極力郷土種を用い、周辺環境や土地利用に配慮した樹種の選定を行う。</li> </ul>
	施設からの光の漏洩防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間照明への昆虫類等の誘引防止のため、ブラインド等を設置し日没後は光の漏洩を防止する。</li> <li>・過剰な構内照明の設置は避け、隣接農地への影響が考えられる箇所には、遮光板を設ける。</li> </ul>
	構内照明の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構内照明には、昆虫類の誘引効果の低い波長や仕様のものを採用する。</li> </ul>
	煙突位置の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突は景観に配慮した設えとし、外部から目立ちにくい敷地の東側に配置する。</li> </ul>
景観・風景	意匠への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の基調色の色彩はアースカラーを基本とし、彩度を抑え、反射率も低く抑える。</li> <li>・施設を高さ、壁面の質、形状により分節することで、周辺地域に圧迫感や閉塞感、不快感等の印象を与えない、親しみやすいデザインとする。</li> </ul>
	憩いの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に対して親しみをもって憩うことができる多目的広場（親水施設を含む）を設ける。</li> </ul>
人と自然との触れ合い活動の場	ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進地域計画に基づき、廃棄物を搬入する市町村とともに、さらなるごみの減量化、資源化率の向上を図る。</li> </ul>
温室効果ガス等	余熱利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部への余熱供給を行い、焼却に伴う熱を有効利用する。</li> </ul>
	電力の外部供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電した電力は場内で活用するとともに、余剰分は電力小売り事業者を介して外部に供給する。</li> </ul>
地域交通	搬入ルートの工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物運搬車両は、極力幹線道路を通行させ、住宅地や通学路の近くを通らないように指導する。</li> </ul>

### ③ 公害防止基準

計画施設の公害防止基準を表 1.4-19 に示す。

表 1.4-19 公害防止基準一覧

項目	単位	公害防止基準
排ガス	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N 0.02 以下
	硫黄酸化物	ppm 20 以下
	塩化水素	ppm 50 以下
	窒素酸化物	ppm 80 以下
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 0.05 以下
	一酸化炭素 (4 時間平均)	ppm 30 以下
	一酸化炭素 (1 時間平均)	ppm 100 以下
	水銀	μg/m <sup>3</sup> N 30 以下
粉じん	排気口出口の粉じん濃度	g/m <sup>3</sup> N 0.1 以下
排水	生物化学的酸素要求量(BOD) (濃度)	mg/L 10 以下
	生物化学的酸素要求量(BOD) (除去率)	% 90 以上
	大腸菌数	CFU/mL 800 以下
騒音	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	デシベル 65 以下
	朝 (午前 6 時～午前 8 時) 夕 (午後 7 時～午後 10 時)	デシベル 60 以下
	夜間 (午後 10 時～翌日午前 6 時)	デシベル 50 以下
振動	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	デシベル 65 以下
	夜間 (午後 7 時～翌日午前 8 時)	デシベル 60 以下
悪臭	敷地境界線上における臭気指数	— 13 以下
	気体排出口における臭気排出強度又は臭気指数	— 「悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法」により算出した値以下
	排出水における臭気指数	— 「悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法」により算出した値以下

## (2) 工事の概要

### 1) 施工計画

工事は、建設工事に先行して沈砂池造成工事を行い、その後ごみ焼却施設やマテリアルリサイクル推進施設などの建設工事を行う。

なお、工事は4週8閉所を基本とし、土曜日にも工事が行われる可能性がある。

### 2) 工事工程

工事工程案を表1.4-20に示す。

施設の実施設計は令和9年度より着手し、造成工事は令和9年度に実施し、施設建設工事は令和10年度から13年度に行う予定である。

表1.4-20 工事工程

年度 工事の細目	令和						
	8年度 2026年度	9年度 2027年度	10年度 2028年度	11年度 2029年度	12年度 2030年度	13年度 2031年度	14年度 2032年度
実施設計							
施設建設工事（造成工事含む）							
施設供用							

### 3) 建設資材等の搬入計画

建設資材等の主な走行ルートを、図1.4-5（20ページ参照）に示す。

主な搬入ルートとしては、中央自動車道富士吉田線、一般国道139号、県道718号富士吉田西桂都留線等を想定している。

廃棄物運搬車両と同様、対象事業実施区域には、中央自動車道富士吉田線及び県道718号富士吉田西桂都留線から、対象事業実施区域に接道する富士吉田市市道及び西桂町町道を介してアクセスすることとなる。

なお、一般国道139号を介した北西側からの搬入は、富士小学校及び富士見台中学校の周辺を通行するため、工事用車両の通行を増加させないよう工事業者に指導を行う。

(空白)